

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月29日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注10) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年5月13日付公開買付開始公告(2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、()ドイツ連邦カルテル庁から2025年5月26日(現地時間)付で対象者株式の取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたこと、及び()対象者の取引先持株会である日新共栄会が、2025年5月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全て(所有株式数：557,300株、所有割合：3.78%(2025年5月29日時点))について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年5月29日付で、日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けたことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

ドイツ競争制限禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、対象者社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数：975,132株、所有割合：6.62%(2025年5月27日時点))及び対象者の役員持株会である尾上会(所有株式数：1,291株、所有割合：0.01%(2025年5月27日時点))(対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。))が、2025年5月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の合計976,423株(所有割合の合計：6.62%(2025年5月27日時点))(但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。))に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年5月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、対象者社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数：975,132株、所有割合：6.62%(2025年5月27日時点))及び対象者の役員持株会である尾上会(所有株式数：1,291株、所有割合：0.01%(2025年5月27日時点))(対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。))が、2025年5月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の合計976,423株(所有割合の合計：6.62%(2025年5月27日時点))(但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。))に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年5月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。加えて、公開買付者は、対象者の取引先持株会である日新共栄会(所有株式数：557,300株、所有割合：3.78%(2025年5月29日時点))が、2025年5月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年5月29日付で日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

< 後略 >

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

ドイツ競争制限禁止法

(訂正前)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月12日(現地時間)付で連邦カルテル庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されております。公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに連邦カルテル庁からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月12日(現地時間)付で連邦カルテル庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されておりましたが、本株式取得に関して、2025年5月26日(現地時間)付で、連邦カルテル庁から本株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知が発出され、公開買付者は、同日付で当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付	2025年5月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号	公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
許可等の日付	2025年5月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)
許可等の番号	公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

(訂正後)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付	2025年5月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号	公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
許可等の日付	2025年5月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)
許可等の番号	公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付	2025年5月26日(現地時間)
許可等の番号	B9-60/25

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さず、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁又はドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さず、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会又はオーストリア連邦競争庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

(1) ドイツ連邦カルテル庁からの通知

公開買付者は、ドイツ連邦カルテル庁から2025年 5 月26日(現地時間)付で対象者株式の取得が禁止事由に該当せず
実行可能である旨の通知を受領したため、府令13条第 1 項第 9 号の規定に基づき、本書に添付いたします。